



三重県公報

令和6年11月15日（金）

第 567 号

毎週火・金曜日発行

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	告 示		
777	土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定の解除	（大気・水環境課）	2
778	特定第1号漁業者の同意が要件に適合している旨	（水産振興課）	2
779	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	（中小企業・サービス産業振興課）	2
780	同件	（ 同 ）	2
781	同件	（ 同 ）	3
782	同件	（ 同 ）	3
783	同件	（ 同 ）	3
784	同件	（ 同 ）	4
	公 告		
	開発行為に関する工事の完了	（建築開発課）	4
	特定調達公告		
	落札者を決定した旨	（文化振興課）	4
	同件	（ 同 ）	5

告 示

三重県告示第 777 号

土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 11 条第 2 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)の全部の指定を解除するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 11 月 15 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
令和 6 年三重県告示第 421 号により指定した区域(三重県南牟婁郡御浜町大字西原字鰐ヶ谷 18 番 4 の一部)
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物
鉛及びその化合物
- 3 講じられた除去等の措置
土壌汚染の除去(基準不適合土壌の掘削による除去)

三重県告示第 778 号

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法(昭和 39 年法律第 158 号)第 105 条の 2 第 1 項の規定による特定第 1 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 6 年 11 月 15 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

加入区の名称	区 域
あわび 相賀浦加入区	三重共第 113 号及び三重共第 115 号共同漁業権漁場の区域

三重県告示第 779 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 11 月 15 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
久居インターガーデン(Bブロック)
津市久居明神町字風早 2381-2 ほか 30 筆
- 2 津市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 6 年 11 月 15 日から同年 12 月 16 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 780 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 11 月 15 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー大黒田店

松阪市大黒田町字西出 1248 番

2 松阪市から聴取した意見

意見無し

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 6 年 11 月 15 日から同年 12 月 16 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 781 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 11 月 15 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ郷津店

松阪市郷津町 204-1 ほか 31 筆

2 松阪市から聴取した意見

意見無し

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 6 年 11 月 15 日から同年 12 月 16 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 782 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 11 月 15 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ名張西原店

名張市西原町 2440 番 ほか 12 筆

2 名張市から聴取した意見

意見無し

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 6 年 11 月 15 日から同年 12 月 16 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 783 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鳥羽市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 11 月 15 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鳥羽ショッピングプラザ

鳥羽市大明西町 1 番 1 号

- 2 鳥羽市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和6年11月15日から同年12月16日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第784号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定によりいなべ市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和6年11月15日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ北勢店
いなべ市北勢町阿下喜 3325 番地 1 ほか 5 筆
- 2 いなべ市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和6年11月15日から同年12月16日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和6年11月15日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和6年 10月31日	伊勢市小俣町相合 1271-4 ほか 2 筆	伊勢市小俣町湯田 964-1 株式会社高橋建築 代表取締役 高橋 藤生
令和6年 10月31日	多気郡明和町大字明星字尾野 2892-1 の一部ほか 2 筆	伊勢市宇治中之切町 26 株式会社濱田カンパニー 代表取締役社長 熊谷 博

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年11月15日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 特定役務の名称 令和6年度環生第11号三重県総合文化センター中ホール幕類・幕レール交換
- 2 担 当 部 局 三重県津市広明町 13 番地
三重県環境生活部文化振興課

3	落札者決定日	令和6年10月16日
4	落札者	三重県津市雲出長常町1129番地11 カヤバCS株式会社 代表取締役 大前 聡
5	落札金額	入札価格 41,000,000 円 契約金額 45,100,000 円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和6年8月30日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年11月15日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1	特定役務の名称	令和6年度環生第12号三重県総合文化センター大ホール幕類・幕レール交換
2	担当部局	三重県津市広明町13番地 三重県環境生活部文化振興課
3	落札者決定日	令和6年10月16日
4	落札者	三重県津市雲出長常町1129番地11 カヤバCS株式会社 代表取締役 大前 聡
5	落札金額	入札価格 31,000,000 円 契約金額 34,100,000 円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和6年8月30日

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>